仕　　様　　書

１．調達概要

（1）内　容

【件　名】　　平成２７年度　公演記録映像収録設備保守管理業務（本館・演芸場）

【業務内容】

ア　運用時の保守

イ　障害発生時の対応

ウ　運用支援

エ　上記アからウに関わる報告

（2）履行場所　　独立行政法人日本芸術文化振興会

東京都千代田区隼町４－１国立劇場構内

（国立劇場本館３階映像システム室、同　ＡＶ室、同　録音室等、
国立劇場（大・小劇場）及び国立演芸資料館（演芸場））

（3）履行期間　　平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで

（4）履行代金の支払

①　本調達に関わる業務（以下「本業務」という。）の履行代金の支払については、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）国立劇場調査養成部調査記録課（以下「調査記録課」という。）に提出された月次ごとの本業務の完了報告書（任意書式）に基づき、本業務の対価として支払うものとする。完了報告書は、振興会調査記録課において確認するものとする。

②　履行代金の請求は、完了報告書確認の後、委託代金額に１２分の１を乗じた金額を記載した請求書を振興会調査記録課に送付するものとする。

③　履行代金の支払は、振興会総務企画部経理課から、上記②の方式で作成された請求書を受領後３０日以内に支払うものとする。

２．調達の内容

（1）包括的要件

①　本業務は、公演記録映像収録設備運用時に、これを正常に稼働させるための包括的保守管理業務である。したがって、受託者は、本業務遂行に当たり、迅速かつ的確な保守管理体制を整えておくこと。

②　本業務は、原則として振興会の施設内で行うこととする。

ただし、公演記録映像収録設備を振興会施設外に移動して本業務を遂行する必要が生じる場合には、振興会と事前に協議すること。

③　本業務遂行に当たり、振興会の施設、備品の使用が必要な場合には、事前に振興会と協議うえ使用すること。また、使用後は必ず原状に復すること。

④　本業務遂行に当たり、機材及び消耗品等の調達が必要な場合には、事前に振興会と協議のうえ請求すること。

振興会の本業務対応は、調査記録課公演記録係をもって行う。

⑤　本業務の内容及び公演記録映像収録設備の詳細については、下記（２）の技術的要件を参照すること。

（２）技術的要件

①　対象設備

本業務に関わる主要な公演記録映像収録設備は次のとおりである。

ア．公演記録映像収録カメラ

（池上通信機㈱製　ＨＤＫ－７９０Ｅ型×２
同社製　　　　　ＨＤＫ－７９０ＥＸⅡ型×１
同社製　　　　　ＨＤＫ－７９ＥＸⅡ型×１）

イ．ビデオエンジニア卓（ＶＥ卓）

ウ．映像切替器

（池上通信機㈱製　ＨＳＳ－２００型×１）

エ．ＶＴＲ装置

（ＳＯＮＹ製　　　ＨＤＷ－Ｍ２０００型×４）

オ．同期信号発生器

（池上通信機㈱製　ＤＶＵ－３０２型×１）

カ．信号分配器

（ア）同期信号分配器（ＨＤ型、ＳＤ型）
（イ）映像信号分配器（ＨＤ型、ＳＤ型）
（ウ）音声信号分配器（デジタル型、アナログ型）

キ．マトリックス装置（ルーティングスイッチャー装置）

ク．モニター機器、計器類

ケ．回線

（ア）カメラ回線
（イ）映像回線
（ウ）音声回線
（エ）インターフォン回線

コ．公演記録業務用舞台進行監視モニター装置

サ．デジタルオーディオミキサー

（ＲＥＮＥＧＡＤＥ ＬＡＢＳ製　Ｇｒａｙ Ｍ１６型×１、スピーカーを含む。）

シ．ＤＶＤレコーダー

（ＰＡＮＡＳＯＮＩＣ製　ＤＭＲ－ＢＲ６７０Ｖ型×４）

ス．ブルーレイディスクレコーダー

（ＳＯＮＹ製　　　　　ＢＤＺ－ＲＸ１００型×１）

セ．ＤＶＣＡＭレコーダー

（ＳＯＮＹ製　　　　　ＤＳＲ－１５００Ａ型×２）

ソ．ＶＨＳレコーダー

（ＳＯＮＹ製　　　　　ＳＶＯ－５８００型×１）

タ．その他周辺機器類

チ．上記の設備及び機器類が、老朽化等により履行期間中に更新される場合には、振興会から事前に通知する。

ツ．上記チ．で更新された設備及び機器類の保守も本業務に含むものとする。

②　本業務従事者に求められる要件

本業務の従事者は、放送局設備もしくはそれに準じる設備における映像系統の信号、音声系統の信号及びそれらの制御系信号に関わる専門知識とそれらの保守を実施できる技術力を有していること。

また、映像システム系統図等の読解が可能で、自ら作成ができること。

③　業務内容詳細

ア．運用時の保守

（ア）公演記録映像収録設備を構成する各機器の定格性能を保持するため、電気的特性等につき、次のとおり点検を実施し、正常に動作するか確認すること。

ａ．①の各機器の動作点検

ｂ．①の各機器の入出力部点検

ｃ．①の回線の接点点検

（イ）公演記録映像収録設備全体として良好な状態で動作するよう、総合調整を行う。

（ウ）（ア）及び（イ）の点検、調整に際し、老朽化等により早晩障害が発生するであろうと見込まれる場合は、振興会と協議のうえ、必要な予防措置を講じること。

（エ）（ア）及び（イ）の点検、調整に際し、公演記録映像収録設備の作動に影響しかねない異常、劣化等が判明した場合は、振興会と協議のうえ、軽微な補修作業も含めて必要な措置を講じること。

（オ）公演記録映像収録設備全体としての動作確認は、公演記録収録前及び収録後に実施すること。

（カ）必要な測定機器類は、受託者がこれを用意すること。

（キ）公演記録映像収録設備の全部または一部を変更、更新した場合、受託者は変更、更新を反映した保守管理用系統図を作成のうえ振興会に提出すること。

イ．障害発生時の対応

（ア）公演記録映像収録設備に運用上の障害が発生したときには、振興会から受託者に障害発生を通知する。

（イ）受託者は、障害発生通知を受けたときには、振興会に技術者を派遣する等速やかに復旧作業に着手すること。

（ウ）障害発生時の対応は、原則平日の９時３０分から１８時１５分までの間に速やかに対応することとするが、公演記録映像が収録できない等、重大な障害が発生した場合には、上記以外の時刻または、土・日・祝日等であっても振興会は障害発生を通知することとする。その際、受託者は可能な限りの対応を行うこと。

（エ）障害発生に当たり、受託者は速やかに復旧に努めることとするが、障害発生の原因について必ず調査、検証、分析を行い、その結果を振興会に報告すること。

（オ）復旧作業完了後、必ず公演記録映像収録設備全体の動作確認を行うこと。

ウ．運用支援

振興会の要請に応じ、公演記録映像収録設備の運用全般について支援すること。

エ．報告

（ア）ア．、イ．及びウ．の業務については、作業完了報告書（任意書式）にその詳細を記述のうえ、２部を振興会に提出すること。

（イ）その他、必要な場合には、振興会と書式・内容等協議のうえ、報告書を作成し、報告すること。

（ウ）振興会の施設、設備及び備品等に異常や損傷を認めたときは、速やかに振興会に報告すること。

（３）業務日程

① 本業務従事者は、原則として別紙１の「平成２７年度公演記録映像収録設備保守管理業務予定表（案）」に指定する日程で勤務する。時間帯を含む当該月の詳細な日程については、前月２０日までに振興会から通知するものとする。

ただし、年度初の４月については、原則４月１日に通知するものとする。

② 受託者は、通知を受けてから１週間以内に、翌月の従事者一覧表を作成し、振興会に提出する。ただし、年度初の４月については、原則４月２日に提出するものとする。

③ ①、②で通知した日程、業務時間帯に変更が生じた場合、速やかに委託者、受託者の双方で協議し、本業務に支障のないよう対処する。

３．経費の負担

受託者は、契約開始時の業務引継ぎ及び終了時の引渡しに関わる経費を負担する。

４．安全の確保

受託者は、本業務の従事者に対して労働基準法・労働組合法・最低賃金法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法・職業安定法・雇用保険法・社会保険諸法令その他関係法令に定められた自己の事業主としての全責務を負い、振興会に対し一切の迷惑を及ぼさないものとする。

５．本業務履行に当たっての心得

（１）本業務従事者は、振興会との協議事項のほか、以下の点に留意するものとする。

① 火災、盗難、事故等の予防に万全を期すこと。

② 開場後のロビー、客席等劇場内での作業があるため、作業着等を着用し、身だしなみに注意すること。

③ 振興会内で観客等利用者に話しかけられたときは、丁寧に応対し、必要に応じて公演記録係または振興会他部署職員等に連絡すること。

④ 本業務従事中は、所属及び氏名を明示した名札並びに振興会が指定する入館票を常に着用すること。

⑤ 振興会の施設、設備及び備品等の取扱いについては、留意のうえ適正に使用すること。

⑥ 業務上、振興会の施設、設備及び備品等を使用するときには、事前に申告すること。また、使用後は原状に復すること。

⑦ 振興会の施設、設備及び備品等に異常や損傷を認めたときは、速やかに振興会へ報告すること。

（2）防災及び非常時の対応

① 振興会の施設、設備及び備品等の取扱いについては、常に危険防止及び防災に努め、安全に留意して業務を履行すること。

② 振興会が指定した場所以外で喫煙しないこと。

③ 火気の取扱いには十分注意し、終業時には火気の点検及び消火を徹底すること。

④ 天災地変及び火災等が発生したときは、直ちに連絡・通報し、初期消火に協力すること。また、公演記録映像収録設備を速やかに撤去する等危険回避に努めること。特に、劇場ロビー、客席周辺については、観客の避難・誘導、消火活動等の妨げにならないよう特段の配慮をすること。また、自ら避難する際には振興会の定めた避難経路、誘導方法等に従って避難すること。

６．損害賠償

（1）受託者は、自らの責に帰すべき事由により、以下の損害等を与えた場合には、賠償責任を負うものとする。

① 振興会の施設、設備及び備品等に重大な損害を与えた場合

② 正常な公演の上演を妨げ、速やかな復帰・継続が困難となった場合

③ 出演者、舞台関係者及び観客等を死傷させた場合

（2）振興会は、自らの責に帰すべき事由により、受託者が業務を履行することが不可能となり、かつ受託者に損害を与えた場合に限り、委託代金の全部または一部を補償するものとする。

７．契約の終了

（1）受託者は、本業務に係る契約が満了または失効した際には、次の受託者が円滑に本業務を引継ぐことができるように努めなければならない。

（2）上記（1）において、受託者は、速やかに自己の所有物を撤去しなければならない。ただし、本業務の引渡しに必要な物品等についてはこの限りではない。

８．その他

以下の原因により発生した障害については、本業務の範囲外とする。

（1）機器類の「取扱説明書」に記載されている条件外で使用したことによる障害。

（2）誤操作、不当な修理及び改造による障害。

（3）移動、輸送、落下、水濡れなどによる障害。

（4）火災、地震、風水害、落雷、その他の天災地変、塩害、異常電圧等による障害。

平成27年度公演記録映像収録設備保守管理業務予定表

別紙1

＜上半期＞

月	日	曜	昼夜	劇場	上演種目	作業	ポスト
4	10	金	昼夜	小劇場	民俗芸能	テスト	1
	11	土	昼			本番	1
	17	金	昼夜	小劇場	舞踊・邦楽	テスト・本番	1
	18	土	昼夜			本番	1
	25	土	昼	演芸場	花形演芸会	本番	
	26	日	昼	演芸場	名人会	本番	
5	13	水	昼夜	小劇場	文楽	下見	
	14	木	昼夜			テスト	1
	15	金	昼夜			本番	1
	22	金	昼夜	大劇場	舞踊	テスト	1
	23	土	昼			本番	1
	22	金	昼	演芸場	特別企画	本番	
	23	土	昼			本番	
	24	日	昼			本番	1
	30	土	昼	演芸場	花形演芸会	本番	
	31	日	昼	演芸場	名人会	本番	
6	5	金	昼夜	小劇場	邦楽／声明	テスト	1
	6	土	昼夜			本番	1
	8	月	昼	大劇場	歌舞伎鑑賞教室	下見	
	9	火	昼			テスト	1
	10	水	昼			本番	1
	12	金	昼夜	小劇場	舞踊／雅楽	テスト	1
	13	土	昼夜			本番	1
	19	金	昼夜	小劇場	民俗芸能	テスト	1
	20	土	昼夜			本番	1
	21	日	昼	演芸場	花形演芸会	本番	
	27	土	昼	演芸場	特別企画	本番	
	28	日	昼	演芸場	名人会	本番	
7	13	月	昼	大劇場	歌舞伎鑑賞教室	下見	
	14	火	昼			テスト	1
	15	水	昼			本番	1
	18	土	夜	演芸場	花形演芸会	本番	1
	25	土	昼	演芸場	特別企画	本番	1
	26	日	昼	演芸場	名人会	本番	
8	8	土	夜	演芸場	花形演芸会	本番	1
	28	金	昼夜	小劇場	舞踊	テスト	1
	29	土	昼夜			本番	1
	29	土	昼	演芸場	特別企画	本番	1
	30	日	昼	演芸場	名人会	本番	
9	14	月	昼夜	小劇場	文楽	下見	
	15	火	昼夜			テスト	1
	16	水	昼夜			本番	1
	23	水	昼	演芸場	名人会	本番	
	25	金	昼夜	大劇場	特別企画	テスト	1
	26	土	昼			本番	1
	26	土	昼	演芸場	花形演芸会	本番	1
	27	日	昼	演芸場	特別企画	本番	
小計							30

※．都合により収録日程等が変更になる場合がある。

＜下半期＞

月	日	曜	昼夜	劇場	上演種目	作業	ポスト
10	9	金	昼夜	小劇場	邦楽	テスト	1
	10	土	昼			本番	1
	13	火	昼	大劇場	歌舞伎	下見	
	14	水	昼			テスト	1
	15	木	昼			本番	1
	23	金	昼夜	小劇場	邦楽	テスト	1
	24	土	昼			本番	1
	24	土	昼	演芸場	特別企画	本番	1
	25	日	昼	演芸場	花形演芸会	本番	1
	31	土	昼	演芸場	名人会	本番	
11	6	金	昼夜	小劇場	雅楽	テスト	1
	7	土	昼			本番	1
	11	水	昼	大劇場	歌舞伎	下見	1
	12	木	昼			テスト	1
	13	金	昼			本番	1
	20	金	昼夜	小劇場	舞踊	テスト	1
	21	土	昼夜			本番	1
	21	土	昼	演芸場	特別企画	本番	
	22	日	昼			本番	1
	23	月	昼			本番	1
	28	土	昼	演芸場	花形演芸会	本番	1
	29	日	昼	演芸場	名人会	本番	1
12	7	月	昼夜	小劇場	文楽/文楽鑑賞教室	下見	
	8	火	昼夜			テスト	1
	9	水	昼夜			本番	1
	14	月	昼	大劇場	歌舞伎	下見	
	15	火	昼			テスト	1
	16	水	昼			本番	1
	18	金	昼夜	小劇場	邦楽	テスト	1
	19	土	昼			本番	1
	19	土	夜	演芸場	花形演芸会	本番	1
	23	水	昼	演芸場	特別企画	本番	1
	26	土	昼	演芸場	名人会	本番	1
1	11	月	昼	大劇場	歌舞伎	下見	1
	12	火	昼			テスト	1
	13	水	昼			本番	1
	15	金	昼夜	小劇場	邦楽	テスト	1
	16	土	昼			本番	1
	17	日	昼			本番	1
	16	土	夜	演芸場	花形演芸会	本番	
	22	金	昼夜	小劇場	民俗芸能	テスト	1
	23	土	昼夜			本番	1
	24	日	昼夜			本番	1
2	10	水	昼夜	大劇場	声明	テスト	1
	11	木	昼			本番	1
	15	月	昼夜	小劇場	文楽	下見	
	16	火	昼夜			テスト	1
	17	水	昼夜			本番	1
	21	日	昼	演芸場	花形演芸会	本番	1
	26	金	昼夜	大劇場	雅楽	テスト	1
	27	土	昼			本番	1
	27	土	昼	演芸場	特別企画	本番	1
	28	日	昼	演芸場	名人会	本番	1
3	5	土	夜	演芸場	花形演芸会	本番	1
	9	水	昼	大劇場	歌舞伎	下見	
	10	木	昼			テスト	1
	11	金	昼			本番	1
	18	金	昼夜	小劇場	舞踊	テスト	1
	19	土	昼			本番	1
	20	日	昼			本番	1
	21	月	昼	演芸場	名人会	本番	1
	26	土	昼	演芸場	特別企画	本番	1
小計							54
合計							84